

山口県報

平成 21 年
10月13日
(火曜日)

目 次

規則	一
知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)	一
歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)	一
告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	二
漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正(水産振興課)	二
山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課)	二
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	二
公告	二
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	三
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	三
人委規則	三
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
選管告示	四
政治団体の名称等	四
政治団体の異動事項	四
解散等に係る政治団体の名称等	五
資金管理団体の異動事項	五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	五
公安委告示	六
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正	六



知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表歯科技工士試験の成績の項中、「歯科技工士試験」を、「歯科技工士国家試験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十一号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和五十八年山口県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条中、「歯科技工士試験合格証明書交付願」を、「歯科技工士国家試験合格証明書交付願」に改める。

別記第五号様式中、「歯科技工士試験合格証書」を、「歯科技工士国家試験合格証書」に、「歯科技工士試験」を、「歯科技工士国家試験」に改める。

別記第六号様式中、「歯科技工士試験合格証明書交付願」を、「歯科技工士国家試験合格証明書交付願」に、「歯科技工士試験合格証明書の」を、「歯科技工士国家試験合格証明書の」に改める。

吟詠した園科技工十誌験	冊	園科技工十誌験	を
吟詠した園科技工十国家誌験	冊	園科技工十国家誌験	に改め

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十月十三日
山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
防府市佐野堰土地改良区
認可年月日
平成二一、一〇、一

山口県告示第三百九十四号

漁業災害補償法第百二十五条の三第一項第一号の規定による一定の区域の設定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第八百号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十三日
山口県知事 二井 関成

一の表中

厚狭加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち下関市王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王喜宇津井一丁目、松屋本町一丁目及び松屋上町三丁目の区域	山口県漁業協同組合の地区のうち山陽小野田市大字郡の区域	を
高泊加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち山陽小野田市大字西高泊、大字千崎、大字東高泊、大字高畑及び大字有帆の区域		

一の表中

王喜、厚狭、高泊加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち下関市王喜宇津井一丁目、松屋本町一丁目及び松屋上町三丁目並びに山陽小野田市大字郡大字西高泊、大字千崎、大字東高泊、大字有帆の区域	に改める。
-------------	---	-------

山口県告示第三百九十五号

山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十一年十月十三日
山口県知事 二井 関成

住 所	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき所	所 在 地	売りさばき人の指定取消年月日
萩市大字福井下三〇七の一	阿武萩森林組合	阿武萩森林組合	萩市大字福井下三〇七の一	平成二一、一〇、三一

山口県告示第三百九十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十三日
山口県知事 二井 関成

一の表中

阿武萩森林組合	三〇七の一	阿武萩森林組合	三〇七の一	昭和六一、一〇
社団法人山口県自動車協会	山口市葵二丁目五番五八号	社団法人山口県自動車協会防府支部	防府市寿町四番一七号	平成二一、一〇
社団法人山口県自動車協会	山口市葵二丁目五番五八号	社団法人山口県自動車協会防府支部	防府市寿町四番一七号	平成二一、一〇



(三三二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年十月十三日から平成二十二年二月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレストタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社フレスタ

住所 広島市西区横川町三丁目二番三六号

三 変更に係る事項

駐車場の自動車の出入口の位置

四 届出年月日

平成二十一年九月三十日

五 変更年月日

平成二十一年十月三十一日

(三三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年五月二十九日山口県公告(一八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十月十三日から同年十一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トミーズタウン新下関

所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(三四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年六月二日山口県公告(一八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十月十三日から同年十一月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ宮田町店

所在地 下関市宮田町二丁目八の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(三五) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
 市町名 施行地区
 萩市 須佐地区
- 二 縦覧の期間
 平成二十一年十月十四日から同年十一月二日まで
- 三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課





職員の手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年十月十三日
 山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十三号

職員の手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中、「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第二項第三号八中、「第十一条第一項第二号又は第三号」を「第二条の二第一項第二号又は第三号」に改める。
 第二条の二第一号中、「第七条の四第六項」を「第八条第四項」に改める。
 第二条の八を削る。
 第二十六条を次のように改める。
 （意見の聴取の手続）
 第二十六条 条例第十四条第三項及び第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により行う意見の聴取の手続については、山口県聴聞手続規則（平成六年山口県規則第七十一号）の規定の例による。この場合において、同規則中「知事等」とあるのは、「退職手当管理機関」と読み替えるものとする。

別記第八号様式の表中、「退職時に支給された退職手当」を「退職時に支給された退職手当」に改め、同様式の裏の所屬長の記載心得2中、「退職時に支給された一般の退職手当」を「退職時に

支給した一般の退職手当等」に、「予告を受けない退職者の退職手当を支給された者にあつてはその額を、一般の退職手当を支給されなかつた者にあつてはその理由」を「一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨」に改め、同様式の裏紙中

「	(1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職	を
」	(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	」
「	(3) 退職勧奨	」
」	(1) 懲戒免職等処分	」
「	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職	」
」	(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職	」
「	(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	」
」	(5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分	」
「	(6) 退職勧奨	」

附則
 この規則は、公布の日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。
 平成二十一年十月十三日
 山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
河内ひろふみ後援会	藤谷 康紀	省務 能弘	下松市東陽7丁目2番6号		平成21、9、11

山口県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会 局長 田原 隆

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出日 (年月日)
		新	旧	
民主党山口県第1区総支部	事務所	防府市平和町16番15号	防府市天神1丁目6番7号	平成21、9、25
青山会	"	"	"	"
たかむら勉君を育てる会	"	"	"	"
西嶋裕作後援会	会計責任者	桑原 良亨	口羽 素臣	" 16
	事務所	山口市中央5丁目8番12号	山口市楠木町1番38号	
21世紀の山口を創造する裕作の会	会計責任者	桑原 良亨	口羽 素臣	" "
	事務所	山口市中央5丁目8番12号	山口市楠木町1番38号	
渡辺純忠後援会	"	" 緑町5番11号	" 中河原町4番5号	" 25

山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会 局長 田原 隆

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
植松みつお後援会	中川美賀子	佐藤 伸彦	下関市大字田倉702	平成21、9、10
藤栄会	藤田 忠夫	高井 仁	宇部市寿町2丁目8番6号	" 8、31
藤田忠夫後援会	田谷 博英	"	"	"
山代幸男後援会	小林 辰男	山代美代子	山陽小野田市大字有町1356の2	"

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会 局長 田原 隆

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備出日 (年月日)
				新	旧	
高邑 勉	衆議院議員	青山会	事務所	防府市平和町16番15号	防府市天神1丁目6番7号	平成21、9、25
西嶋 裕作	山口県議員	21世紀の山口を創造する裕作の会	"	山口市中央5丁目8番12号	山口市楠木町1番38号	" 16

山口県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

藤田 忠夫	出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (金管理団体の なつた日 はなつた日 はなつた日)
			名 称	主たる事務所の所在地	
宇留市長			藤栄会	宇留市町2丁目8番6号	代表者の氏名 藤田 忠夫
					平成21、8、31



山口県公安委員会告示第四十九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月十三日

山口県公安委員会

表山口県光警察署の部熊毛交番の項位置の欄中「大字安田」を「呼坂本町」に改め、同項所管区の欄中「清光台町」を「熊毛中央町、呼坂本町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、清光台町、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目」に改め、同表山口県下関警察署の部北部交番の項所管区の欄中「武久西原台」の下に、「新椋野一丁目、新椋野二丁目、新椋野三丁目」を加える。

平成二十一年十月十三日印刷
平成二十一年十月十三日発行

発行人所

山口県知事